

富国有徳の日本の理想郷「しずおか」を目指して…

第10号

県庁のしごとと改革ニュース



「事業仕分け」を実施します！

静岡県では、平成21年10月31日(土)から11月2日(月)にかけて、県が行っている事業のあり方などを外部の専門家や県民が議論し、事業の評価を行う「事業仕分け」を実施します。

「事業仕分け」って何？

現在県が行っている事業について、**第三者の視点から**、事業の必要性や実施主体など**事業の本来のあり方**を公開の場において議論し、**事業ごとに**

- ・「不要」
- ・「民間が実施すべき」
- ・「国が実施すべき」
- ・「市町村が実施すべき」
- ・「民間能力を活用（アウトソーシング等）」
- ・「県で行うが改善が必要」
- ・「現行どおり継続して実施」 など

の区分に**評価していく方法**です。



「事業仕分け」をなぜ行うの？

外部の専門家や県民の皆さんなど、**広く第三者の御意見を伺いながら**、**県の事業の見直しや改善を行う**ことが目的です。

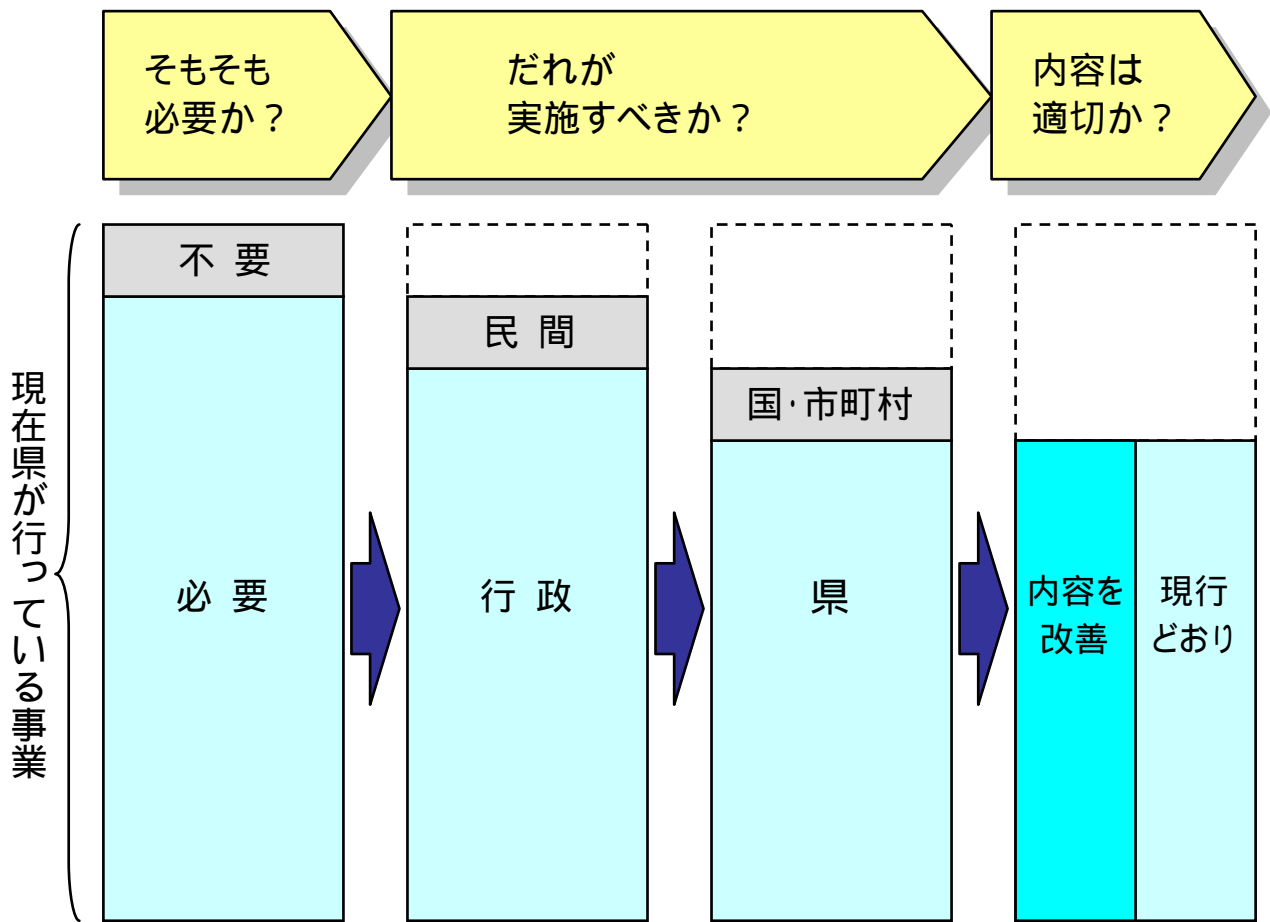
これまでも、静岡県では自らの業務を点検し、常に改善を行って効率的な行政運営に努めてきましたが、これに加え、行政評価に**外部の視点を取り入れることにより評価の客観性と普遍性を向上**させ、誰もが分かる行政評価とすることで、**透明性の高い「見える県政」**を目指します。



さらに、自主的に参加することで県政を身近に感じていただき、「**県民の皆さんと二人三脚でつくる県政**」の第一歩にしたいと考えています。

「事業仕分け」の考え方や仕分けの視点は？

「事業仕分け」では、以下の考え方や仕分けの視点に基づいて事業が評価され、「仕分け」られます。



【仕分けの視点】



「事業仕分け」はどのように進められるの？

1事業あたり30分程度を目安として、仕分け作業を行います。

事業説明
(5分)

事業を担当する県職員が、事業の概要等について説明します。
事業の趣旨・目的、事業内容、進捗、課題など

質疑・議論
(20分)

仕分け人が県担当職員に質問します。その後、全員で議論します。
趣旨・目的の是非、手段の妥当性、事業の効率性など

評価
(5分)

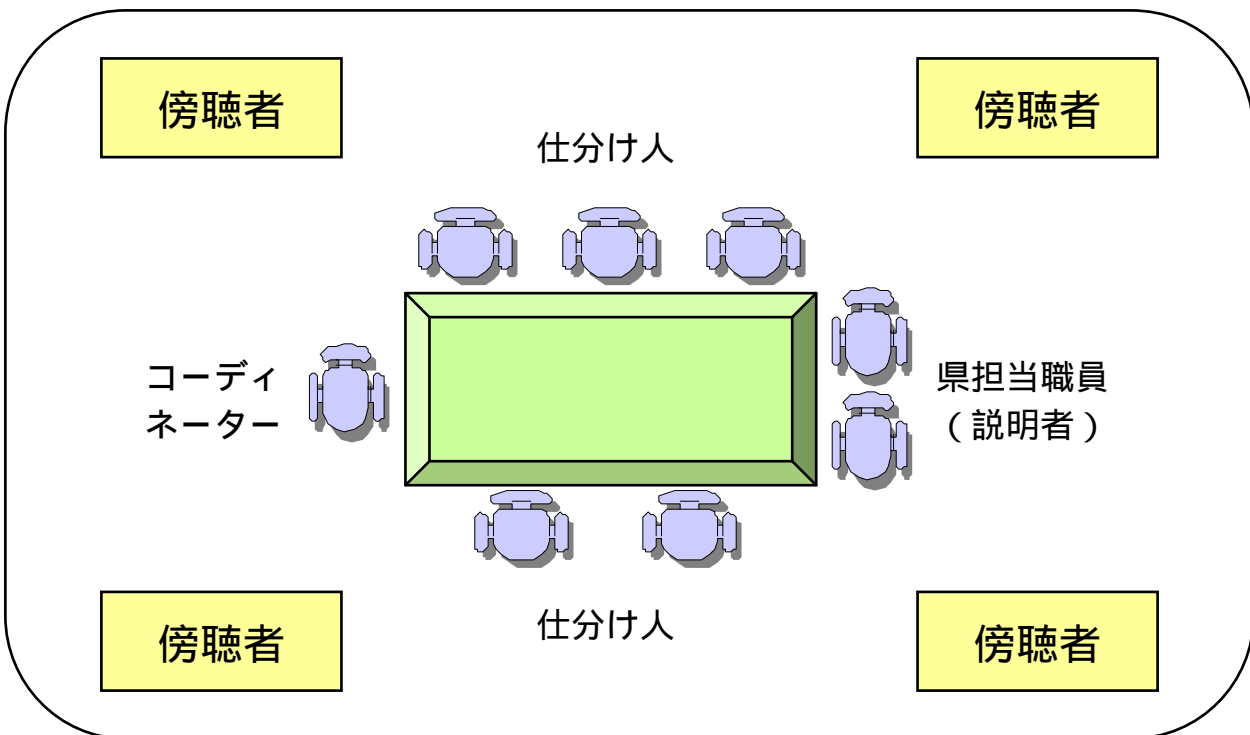
仕分け人が、それぞれの考えに基づいて事業の区分を決定します。
「不要」、「民間」、「国」、「市町村」、「要改善」、「継続」など

結果・解説
(1分)

挙手による多数決を行い、コーディネーターが事業の仕分け区分を決定します。

「事業仕分け」の会場の様子は？

仕分け作業は、広く公開して行います。



「事業仕分け」の評価結果はどのように反映されるの？

評価結果は、各担当部局において再度検討を行い、知事が判断した上で、必要に応じて予算編成や組織定数等に反映させるため、議会にも諮っていきます。

「事業仕分け」の日程・会場等

1 日時

平成 21 年 10 月 31 日（土）、11 月 1 日（日）、11 月 2 日（月）
午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（予定）

2 会場

静岡県庁 別館 7 階・8 階会議室
（静岡市葵区追手町 9 番 6 号）

駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

3 仕分け人の構成

1 班当たり 6 人、3 班体制で実施

外部仕分け人 3 名程度
有識者、外部の専門家等
コーディネーター 1 名を含む

県民委員 3 名程度
公募により選出された
県民の代表



是非、ご来場ください！

「事業仕分け」は広く公開して行い、どなたでも傍聴が可能です。
入退室も自由ですので、是非ご来場ください。

具体的な対象事業など、最新の情報は決定次第、速やかにホームページに掲載します。

<http://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-030a/jigyoushiwake.html>

静岡県総務部行政改革室

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 - 6 電話：054-221-2911 FAX：054-221-2750
e-mail gyoukaku@pref.shizuoka.lg.jp
ホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-030a/>